

## 三川町障害者活躍推進計画

機関名	三川町
任命権者	三川町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） ※必要に応じて見直すこととする。
三川町役場（町長部局）における障害者雇用に関する課題	三川町役場においては、これまで障害者に限定した募集・採用の実施はしていないが、役場全体として、特例承認での法定雇用率を上回る水準の障害者雇用ができています。採用した障害者である職員の定着、活躍のために障害者雇用に関する職員の理解や体制整備、仕事の創出等が必要である。
目標	
① 採用に関する項目	○各年度に設定された法定雇用率以上の障害者雇用を維持する。 ※毎年の任免状況通報により把握する。 ○常任職員の採用にあつては、町職員全体として採用しているところであり、人事異動によっては教育委員会部局との特例承認により三川町役場全体としての法定雇用率を維持する。
② 定着に関する項目	なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、職員掲示板等により周知する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、山形県労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出を検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。